

平成 27 年 3 月 5 日

「山・鉾・屋台行事」の ユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）に向けた 再提案について

昨年、我が国よりユネスコ無形文化遺産登録（代表一覧表記載）に向けて提案し、ユネスコにおける審査が1年先送りとなっている「山・鉾・屋台行事」について、本日、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、別紙のとおり、ユネスコに再提案を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

今後、ユネスコに提案書を提出し、平成 28 年秋にユネスコ政府間委員会（無形文化遺産保護条約政府間委員会）において登録の可否に関する審議が行われる予定です。

【外務省同時発表】

（参考）今後の予定

平成 27 年 3 月末	ユネスコ事務局に提案書を提出
平成 28 年 10 月頃	ユネスコ評価機関による事前審査の勧告
平成 28 年 11 月頃	ユネスコ政府間委員会において審議

＜担当＞ 文化庁文化財部伝統文化課
文化財国際協力室長 石丸 成人（内線 3143）
室長補佐 守山 弘子（内線 3056）
係 長 木南 秀隆（内線 2870）
電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-2870（直通）
FAX：03-6734-3820

「山・鉾・屋台行事」の提案について

1. 名 称

山・鉾・屋台行事

2. 内 容

地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事

3. 分 野

祭礼行事

4. 構 成

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」33件
(昨年提案の32件に平成26年度指定の「大垣祭の鉦行事」を追加)

5. 保護措置

伝承者養成, 記録作成, 原材料確保, 用具修理・新調 等

6. 提案要旨

- 「山・鉾・屋台行事」は、地域社会の安泰や災厄防除を願い、地域の人々が一体となり執り行う、各地域の文化の粋をこらした華やかな飾り付けを特徴とする「山・鉾・屋台」の巡行を中心とした祭礼行事である。
- 祭に迎える神霊の依り代であり、迎えた神をにぎやかし慰撫する造形物である「山・鉾・屋台」は、木工・金工・漆・染織といった伝統的な工芸技術により何世紀にもわたり維持され、地域の自然環境を損なわない材料の利用等の工夫や努力によって持続可能な方法で幾世にもわたり継承されてきた。
- 「山・鉾・屋台」の巡行のほか、祭礼に当たり披露される芸能や口承に向けて、地域の人々は年間を通じて準備や練習に取り組んでおり、「山・鉾・屋台行事」は、各地域において世代を超えた多くの人々の間の対話と交流を促進し、コミュニティを結びつける重要な役割を果たしている。
- 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への記載は、コミュニティが参画した持続可能な方法での無形文化遺産の保護・継承の事例として、国際社会における無形文化遺産の保護の取組に大きく貢献するものである。

(参 考) これまでの経緯

- 平成 21 年 9 月 第 4 回政府間委員会(アブダビ・アラブ首長国連邦)において「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」がユネスコ無形文化遺産代表一覧表に記載される。
- 平成 23 年 11 月 第 6 回政府間委員会(バリ・インドネシア)において「秩父祭の屋台行事と神楽」及び「高山祭の屋台行事」が「情報照会」の決議を受ける。
- 平成 26 年 3 月 「京都祇園祭の山鉾行事」及び「日立風流物」を拡張し、「秩父祭の屋台行事と神楽」及び「高山祭の屋台行事」を含む国指定重要無形民俗文化財の「山・鉾・屋台行事」をグループ化してユネスコに提案。
- 平成 26 年 6 月 ユネスコの審査件数を上回る提案件数があったために、「山・鉾・屋台行事」の審査が1年先送りされる。
- 平成 27 年 2 月 文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会において「山・鉾・屋台行事」の再提案を決定。
- 平成 27 年 3 月 無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において「山・鉾・屋台行事」の再提案を決定。

国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」(33件)

行事名	保護団体	府県名	市町名
はちのへきんしやたいさい だしぎょうじ 八戸三社大祭の山車行事(平成16年国指定)	八戸三社大祭山車祭り行事保存会	青森県	八戸市
かくのだてまつり ぎょうじ 角館祭りのやま行事(平成3年国指定)	角館のお祭り保存会	秋田県	仙北市
つちぎきしんめいしやさい ひきやまぎょうじ 土崎神明社祭の曳山行事(平成9年国指定)	土崎神明社奉賛会		秋田市
はなわまつり やたいぎょうじ 花輪祭の屋台行事(平成26年国指定)	花輪ばやし祭典委員会		鹿角市
しんじょう やたいぎょうじ 新庄まつりの山車行事(平成21年国指定)	新庄まつり山車行事保存会	山形県	新庄市
ひたちふりゆうもの 日立風流物(昭和52年国指定)	日立郷土芸能保存会	茨城県	日立市
からずやま やま ぎょうじ 烏山の山あげ行事(昭和54年国指定)	烏山山あげ保存会	栃木県	那須烏山市
かぬまいまみやじんじやさい やたいぎょうじ 鹿沼今宮神社祭の屋台行事(平成15年国指定)	鹿沼いまみや付け祭り保存会		鹿沼市
ちちぶまつり やたいぎょうじ かくら 秩父祭の屋台行事と神楽(昭和54年国指定)	秩父祭保存委員会	埼玉県	秩父市
かわごえひかわまつり だしぎょうじ 川越氷川祭の山車行事(平成17年国指定)	川越氷川祭の山車行事保存会		川越市
きわら だしぎょうじ 佐原の山車行事(平成16年国指定)	佐原山車行事伝承保存会	千葉県	香取市
たかおかみくるまやまつり みくるまやまぎょうじ 高岡御車山祭の御車山行事(昭和54年国指定)	高岡御車山保存会	富山県	高岡市
うおづ ぎょうじ 魚津のタテモン行事(平成9年国指定)	魚津たてもん保存会		魚津市
じょうはなしんめいぐささい ひきやまぎょうじ 城端神明宮祭の曳山行事(平成14年国指定)	城端曳山祭保存会		南砺市
せいはいくさい ひきやまぎょうじ 青柏祭の曳山行事(昭和58年国指定)	青柏祭でか山保存会	石川県	七尾市
たかやまつり やたいぎょうじ 高山祭の屋台行事(昭和54年国指定)	日枝神社氏子山王祭保存会 八幡宮氏子八幡祭保存会	岐阜県	高山市
ふるかわまつり おこ だいに やたいぎょうじ 古川祭の起し太鼓・屋台行事(昭和55年国指定)	古川祭保存会		飛騨市
おおがきまつり やまぎょうじ 大垣祭の軋行事(平成27年国指定)	大垣祭保存会		大垣市
おわりつしまてんのうさい だんじりぶねぎょうじ 尾張津島天王祭の車楽舟行事(昭和55年国指定)	尾張津島天王祭協賛会	愛知県	津島市・愛西市
ちりゅう だしぶんらく 知立の山車文楽とからくり(平成2年国指定)	知立山車文楽保存会 知立からくり保存会		知立市
いぬやまつり やまぎょうじ 犬山祭の車山行事(平成18年国指定)	犬山祭保存会		犬山市
かめざきしおひまつり だしぎょうじ 亀崎潮干祭の山車行事(平成18年国指定)	亀崎潮干祭保存会		半田市
すなりまつり だんじりぶねぎょうじ みよしなが 須成祭の車楽船行事と神渡流し(平成24年国指定)	須成文化財保護委員会		蟹江町
とりでじんじや くじらぶねぎょうじ 鳥出神社の鯨船行事(平成9年国指定)	富田鯨船保存会連合会	三重県	四日市市
うえのてんじんまつり ぎょうじ 上野天神祭のダンジリ行事(平成14年国指定)	上野文化美術保存会		伊賀市
くわないしどりまつり さいしやぎょうじ 桑名石取祭の祭車行事(平成19年国指定)	桑名石取祭保存会		桑名市
ながはまひきやまつり ひきやまぎょうじ 長浜曳山祭の曳山行事(昭和54年国指定)	公益財団法人 長浜曳山文化協会	滋賀県	長浜市
きょうとぎ おんまつり やまほこぎょうじ 京都祇園祭の山鉾行事(昭和54年国指定)	公益財団法人 祇園祭山鉾連合会	京都府	京都市
はかたぎ おんやまかさぎょうじ 博多祇園山笠行事(昭和54年国指定)	博多祇園山笠振興会	福岡県	福岡市
とばたぎ おんお やまかさぎょうじ 戸畑祇園大山笠行事(昭和55年国指定)	戸畑祇園大山笠振興会		北九州市
からつ ひきやまぎょうじ 唐津くんちの曳山行事(昭和55年国指定)	唐津曳山取締会	佐賀県	唐津市
やつしろみょうけんさい しんこうぎょうじ 八代妙見祭の神幸行事(平成23年国指定)	八代妙見祭保存振興会	熊本県	八代市
ひたぎ おん ひきやまぎょうじ 日田祇園の曳山行事(平成8年国指定)	日田祇園山鉾振興会	大分県	日田市

ユネスコ無形文化遺産について

2015年3月現在

条約の概要

2003年 **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004年 日本締結(世界で3番目)、2006年 発効〕

※世界遺産条約【有形遺産】(1972年採択、1975年発効)

- 【目的】 ■ 無形文化遺産の保護
- 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

- 【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表**」(代表一覧表)の作成
- 「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表」の作成
- 無形文化遺産基金による国際援助 等

締約国数:161か国

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 22件
世界全体では314件

■ 重要無形文化財 ■ 文化審議会決定
■ 重要無形民俗文化財 ■ 情報照会

2008	のうがく 能楽	にんぎょうじゅうりふんらく 人形浄瑠璃文楽	かぶき 歌舞伎	
2009	ががく 雅楽 こしきまのとしどん 飯島のトシドン 【鹿児島】 ちやつきらこ チャッキラコ 【神奈川】	おちやちぢみ・えちごしょうふ 小千谷縮・越後上布 【新潟】 おくのとのあえのこと 奥能登のあえのこと 【石川】 だいにちどうぶがく 大日堂舞楽 【秋田】	ひたちふりゆうもの 日立風流物 【茨城】 はやちねかぐら 早池峰神楽 【岩手】 だいもくたて 題目立 【奈良】	きょうとぎおんまつりのやまほこぎょうじ 京都祇園祭の山鉾行事 【京都】 あきうのたうえおどり 秋保の田植踊 【宮城】 あいぬこしきぶよう アイヌ古式舞踊 【北海道】
2010	くみおどり 組踊	ゆうきつむぎ 結城紬 【茨城・栃木】		
2011	みぶのはなたうえ 壬生の花田植 【広島】	さだしんのう 佐陀神能 【島根】	ほんみのし ちちぶのやたいぎょうじとかぐら たかやまつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】 本美濃紙、秩父祭の屋台行事と神楽、高山祭の屋台行事、男鹿のナマハゲ	
2012	なちのでんがく 那智の田楽 【和歌山】			
2013	わしよく にほんじんのでんとうきなしよくぶんか 和食；日本人の伝統的な食文化			
2014	わし にほんのてすきわしぎじゅつ せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし 和紙；日本の手漉和紙技術 【石州半紙、本美濃紙、細川紙】			※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】、細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
提案中	やまほこやたいぎょうじ 山・鉾・屋台行事	※京都祇園祭の山鉾行事、日立風流物に、秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】、高山祭の屋台行事【岐阜】ほか国指定重要無形民俗文化財である山・鉾・屋台行事を追加して拡張提案【2014年3月提案、2016年11月審査】		

登録までの流れ

■ 締約国からユネスコに申請(毎年3月)

【毎年、各国1件の審査件数の制限】

- * 2015・2016年は2年に1件の審査保障
- * 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先

■ 評価機関による審査 (翌年10月頃)

■ 政府間委員会において決定 (翌年11月頃)

- ① 記載 (inscribe)
- ② 情報照会 (refer) ⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載 (Decide to not inscribe) ⇒ 4年間、再申請不可

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

■ 申請国は、申請書において、代表一覧表への記載申請案件が、次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。

1. 申請案件が条約第2条に定義された「**無形文化遺産**」を構成すること。

- (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事
- (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術

2. 申請案件の記載が、無形文化遺産の認知、重要性に対する認識を確保し、対話を誘発し、よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに**貢献**するものであること。

3. 申請案件を保護し促進することができる**保護措置**が図られていること。

4. 申請案件が、関係する社会、集団および場合により個人の可能な限り**幅広い参加**および彼らの自由な、事前の説明を受けた上での**同意**を伴って提案されたものであること。

5. 条約第11条および第12条に則り、申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。